

自主財源の種別

種類	根拠法	内容	安定性 継続性	応益性	強制性	収入規模	手続き	白馬村の事例
地方税 (法定外税)	地方税法 第259条 第731条	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの	安定的 継続的	広範	強制徴収可	一定規模 確保可	・条例制定必要 ・新設・変更は総務大臣同意が必要	なし
分担金	地方自治法 第224条	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	安定的 継続的	限定的	強制徴収可	限定的	・条例制定必要	・農業集落排水事業分担金徴収条例 ・公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例
負担金	個別法 地方財政法 第27条	① 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	安定的 継続的	限定的	強制徴収不可 公債権または私債権	限定的		個別法 (土地改良法、都市計画法等) 公共下水道事業受益者負担金
使用料	地方自治法 第225条	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対しその反対給付として徴収するもの	安定的 継続的	限定的	強制徴収可または 強制徴収不可公債権	限定的	条例制定必要 行政財産又は公の施設につき必要とする経費をまかなうに足りることをもって限度と考えるべき(地方自治法逐条解説)	白馬村使用料条例
手数料	地方自治法 第227条	特定の者に対して提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの	安定的 継続的	限定的	強制徴収不可公債権	限定的	条例制定必要 行政財産又は公の施設につき必要とする経費をまかなうに足りることをもって限度と考えるべき(地方自治法逐条解説)	白馬村手数料条例
協礼金 寄附金	なし ※ふるさと納税は 地方税法で 控除を規定	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	不安定	なし	なし	一定規模 確保可		ふるさと納税(個人・企業)

法定外税(宿泊税)

自治体名 (開始年)	趣旨	課税客体	税率	課税免除	徴収実績
東京都 (H14)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館	10,000円 免税点 10,000~15,000円 100円 15,000円以上 200円	なし	2,707,789千円(R1) 251,494千円(R3)
大阪府 (H29)	世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊・特区民泊	7,000円 免税点 7,000~15,000円 100円 15,000~20,000円 200円 20,000円以上 300円	なし	1,237,344千円(R1) 351,058千円(R3)
福岡県 (R2)	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊・特区民泊	一律定額 200円 (福岡市・北九州市内は50円)	なし	626,951千円(R2) 892,499千円(R3)
福岡市 (R2)	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	20,000円未満 200円 20,000円以上 500円 (うち50円は県税)	なし	685,300千円(R2) 1,110,598千円(R3)
北九州市 (R2)	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊・特区民泊	200円 (うち50円は県税)	なし	177,694千円(R2) 258,970千円(R3)
京都市 (H30)	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	20,000円未満 200円 20,000~50,000円 500円 50,000円以上 1,000円	修学旅行等 学校行事	4,201,494千円(R1) 1,627,670千円(R3)
金沢市 (H31)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	20,000円未満 200円 20,000円以上 500円	なし	768,917千円(R1) 490,895千円(R3)
倶知安町 (R1)	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	宿泊料金の2%	修学旅行等 学校行事・ 職場体験	176,481千円(R1) 67,352千円(R3)
長崎市 (R5)	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	10,000円未満 100円 10,000円~20,000円 200円 20,000円以上 500円	修学旅行等 学校行事	— R5.4.1施行

入山協力金(国、都道府県、市町村等により運営されているもの)

名称	金額	目的・用途	実績
富士山保全協力金 (山梨県・静岡県)	1,000円/回	山道パトロール、維持補修経費、火山安全対策、現地受付設置経費等	157,881千円(R1) 57,779千円(R3)
大山入山協力金 (大山山岳環境保全協議会) (環境省、鳥取県、大山町)	500円/回 3,000円/年	自然保護活動、登山道等の補修、トイレの維持管理経費	2,259千円(R3) ※実証事業
伊吹山入山協力金 (滋賀県米原市)	300円/回 1,000円/年	花畑維持管理、登山道維持管理、トイレの維持管理経費等	11,147千円(R2) 11,587千円(R3)
屋久島山岳部 環境保全協力金 (鹿児島県屋久島町)	1,000円/回(日帰り) 2,000円/回(山中宿泊)	トイレの維持管理経費、登山道等の補修、徴収経費等	19,917千円(R3)
竹富島入域料(入島料) (沖縄県竹富町)	300円/回	自然環境保全活動、財団運営、收受業務、自然環境トラスト活動等	5,923千円(R2)
妙高山・火打山入域料 (新潟県妙高市)	500円/回	自然環境保全、登山道整備等賃金、協力者記念品等	3,974千円(R2) 4,223千円(R3)
北アルプス南部地域における 利用者参加制度 (北アルプストレイルプログラム)	500円/回	利用者を含む関係者が登山道の維持のために参加する制度を整え、持続可能な登山道維持を実現するため、利用者から協力金を募る実証実験を行うもの	5,526千円(R3) 4,335千円(R4)

法定外税

名称	趣旨・使途	課税客体	税率	徴収実績
歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造する	有料駐車場利用 (月ぎめ、事業所・店舗用、臨時駐車場、小規模除く)	二輪車50円、 自動車は乗車定員に応じ 100円～500円	79,383千円(R1) 48,417千円(R3)
空港連絡橋利用税 (大阪府泉佐野市)	関西国際空港アクセスのための関連道路等都市基盤整備経費の起債償還、感染症等対応病院、空港消防の維持管理等に多くの費用を要している	関西国際空港連絡橋の通行	自動車 100円/往復	433,257千円(R1) 213,373千円(R3)
宮島訪問税 (広島県廿日市市)	宮島への観光客等来訪により発生・増幅する行政需要に対応する	船舶による宮島町の区域への訪問	100円/回 (年払いの場合500円/年)	— R5.10.1施行
乗鞍環境保全税 (岐阜県)	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てる	乗鞍鶴ヶ池駐車場への自動車での進入	乗車定員に応じ 300～3,000円	11,197千円(R1) 5,439千円(R3)
遊漁税 (山梨県富士河口湖町)	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てる	遊漁行為	200円/日	7,797千円(R1) 9,007千円(R3)
環境協力税 (沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村) 美ら島税 (沖縄県座間味村)	環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てる	村外からの入域 (定期船、旅客運送船、飛行機、ヘリコプター)	100円/回	29,952千円(R1) 13,590千円(R3) (※4村合計)

その他(地方税法に定めのある税目のうち、観光的行為に伴う受益者負担を求めるもの) *廃止されたものを含む

名称	趣旨・使徒	課税客体	税率	実績
ゴルフ場利用税 (都道府県)	開発・道路整備・廃棄物処理等の行政サービスと関わりが深く、担税力も認められることから課税される普通税。 税収の7/10をゴルフ場所在市町村に交付	ゴルフ場の利用	標準800円/日 上限1,200円/日 (条例により税率設定可)	794,425千円(R1) 792,796千円(R3)
特別地方消費税 (都道府県)	飲食・遊興に課される都道府県税で、1/2を市町村に交付(平成12年3月廃止)	宿泊・飲食	3% (免税点:宿泊15,000円、 飲食7,500円)	2,313,639千円 (H11)
入湯税 (白馬村)	環境衛生施設・鉱泉源保護管理施設・消防施設等の整備、観光振興(観光施設の整備を含む)に充てられる目的税	鉱泉浴場における入湯行為	日帰り入湯客:50円 宿泊入湯客:150円/泊	31,497千円(R3) 43,423千円(R4)

候補財源の比較

区分	対象	想定収入額	利点	課題・検討事項	事例	収入規模	安定性	継続性	応益性	強制性	導入事例	
税	宿泊税	宿泊客	1~2億円 (200~500円or2%)	・財源としての安定性 ・課税対象の明確性 ・負担の公平性	・入湯税の税額・用途の調整 ・小規模・低価格帯施設に対する配慮 ・未届・不申告施設の対策(公平性確保)	東京都、大阪府、福岡県、福岡市、北九州市、京都市、金沢市、倶知安町、長崎市	○	○	○	◎	◎	○
	リフト税	リフト利用者	1億円 (100円/人日)	・課税対象の明確性 ・負担の公平性	・用途が限定される(スキー客の満足度向上) ・HAKUBA VALLEYとしての3市村の調整 ・宿泊税・入湯税との重複による観光客の負担増 ・応益性・応能性の観点の整理	なし	○	△	△	△	◎	△
	村民税 (家屋敷課税)	別荘等所有者 (現状4,500円/年)	100万円 (1,000円上乘せ)	・課税対象の明確性	・収入見込額が少ない ・住民税非課税者は対象外		△	○	◎	△	◎	×
	別荘等所有税	別荘等所有者	700万円 (110円/㎡)		・別荘の定義・特定が困難(法人・区分所有等) ・固定資産税・家屋敷課税との重複(二重課税) ・税額・税率設定の根拠	熱海市	△	○	◎	○	◎	△
	駐車場利用税	有料駐車場利用者	—		・有料駐車場が多くないため多くの収入は見込めない ・駐車料金が高くなるため路上駐車・他施設への駐車等が懸念される	太宰府市	△	△	○	△	○	△
	観光事業税	観光関連事業者	—	・幅広い業種を対象にできる(公平性) ・事業規模に応じた負担割合	・課税対象の明確化 ・村内事業者の負担増 ・法律上の整理と事業者の理解が必要	なし	○	○	○	○	◎	×
分担金	新たな分担金	観光関連事業者等	—	・幅広い業種を対象にできる(公平性) ・事業規模に応じた負担割合	・課税対象の明確化 ・村内事業者の負担増 ・法律上の整理と事業者の理解が必要 ・観光局等の会費及び組織の在り方の検討		○	○	○	○	○	△
協力金 寄附金	登山協力金	登山客	1,200万円 (500円/人)	・任意であるため導入しやすい	・任意であるため金額が見込みにくい ・用途が限定される(登山客の満足度向上・環境整備等) ・対象者の補足、納付方法等	北アルプス南部地区	△	△	△	◎	×	○
	ふるさと納税	村外の個人・企業	5.5億円 (R5実績) ※うち半分は経費	・既に制度が確立されている	・制度改正等の影響を受けやすい		◎	△	△	△	×	◎